

警戒区域の被災ペットについての要請書

復興をめざす住民の会 代表 佐藤晴美

私たちの中には東京電力原発事故によって家族も同然のペットを失った飼い主、いまだにペットを保護できずにいる飼い主が大勢おります。ペットを死なせてしまったという激しい罪悪感にとらわれて食事も摂れず、うつ状態になった人もいます。まだ保護できていないペットを心配する余り体調を崩している人も少なからずいます。かたや民間のボランティア団体の救助によってペットとの再会を果たした飼い主もいます。家族の手元に戻った愛犬や愛猫は飼い主だけではなく、苦しい復興の道りを歩む私たち全員の希望となり癒しとなっています。現在行政職員の皆さんによる救助が行われている一方で民間団体の警戒区域の立ち入りは認められていません。民間団体の実績が目覚ましいのになぜなのでしょう。まだ残されている命があるなら一刻も早く確実に救い出してほしい、保護が難しい場合はせめて餌や水を与えて命をつないでほしいと思います。私たちは「動物の愛護及び管理に関する法律」で飼い主の責務として給餌給水を怠らないこと等守るべき事柄を、東電事故のために実行できない状態におかれているのです。環境省の保護作業では給餌給水はしないとのことですが、民間団体は救助のほか給餌給水までしてくれます。その上、警戒区域で新たに命が増えないように将来の帰宅に備えて不妊手術まで手がけてくださっています。こうした実りある活動をしてくださっているにも関わらず、警察に尋問されるなど大変なご苦労があります。また慌ただしい給餌（おもに置き餌）によって野生動物が寄ってきて私たちの家屋が荒らされるのも困ります。民間団体に立ち入り許可を下し行政が管理することで適切な給餌給水が初めて可能になると思います。環境整備のためにも民間団体を公に認め、管理された適切な給餌給水（置き餌を含む）をさせることが大事だと思います。こうしたことから私たちは以下の3項目を強く要請いたします。

- 1) 2011年末の民間団体による保護活動の再開と継続
- 2) 被災ペット救出のために民間団体の公益立ち入りを許可する
- 3) TNRの実施。飼主がわからない猫が繁殖し、住民帰宅時に周辺環境が損なわれていることがないように、捕獲し不妊手術をしたうえで元の場所に戻す

※この要請書賛同していただける方はこちらに署名して下さい
名前

住所 震災前の住所

住所 仮設など現在のお住まい

提出方法（お手数ですが、下記収集先まで、必ず郵送にてお願い致します。）

〒970-0317 福島県いわき市小名浜上神白字山崎 16-1 いわき市上神白急仮設住宅 B1-3

佐藤 巳幸

FAX0246-34-6401